

公募型物品（工業用薬品（水道局）単価契約）見積合せQ & A

質 問	回 答
参 加 申 請	
明石市入札参加資格者名簿に「医療用薬品」のみで登載されているのですが、変更届により希望業種の追加を申請すれば、今回の見積合せに参加できますか。	入札参加資格者名簿に登載（反映）以後に参加申請が可能になります。なお、名簿の更新は2ヵ月（偶数月）毎に行っていますので、質問の場合、今回の見積合せには参加できません。
見積合せの結果、契約予定者として決定されましたが、契約予定日（ <u>令和7年4月1日</u> ）までに「見積合せ参加要件」を満たさない状況が発生しました。（見積合せ参加要件で必要とされている許可が失効した場合等） この場合の契約及びその他の措置はどのような取り扱いとなりますか。	「見積合せ参加要件」に定められている各要件に記載している項目のうち、公告文で指定された項目については、 <u>令和7年4月1日</u> にも全て満たしている必要があります。従って、指定した項目のうち1項目でも満たさないことが認められた場合には失格となりますので、ご注意ください。 なお、上記の失格に対する指名停止措置等はありません。
参加要件に明石市税を完納している者との記載がありますが、法人市民税等に一切課税がない場合、今回の見積合せに参加できますか。	市税に未納がない旨の趣旨ですので、明石市への税の納入義務がなければ当該参加要件は満たしていることになります。 なお、市県民税の特別徴収も審査の対象になることをご留意ください。
当社は「明石市水道局の水道料金」の納入義務がありません。この場合には見積合せに参加することはできないのでしょうか。	納入義務がない場合も完納しているとみなしますので、見積合せに参加することができます。
共通参加要件では、「明石市水道局の水道料金を見積合せの日の前日までに完納していること」との記載がありますが、うっかりして見積合せの日の当日に完納しました。 見積合せの結果、当社が最低金額見積者となりましたが見積合せの結果が出る前に完納しているので、参加要件を満たすと考えてよろしいでしょうか。	共通参加要件を「明石市水道局の水道料金を見積合せの日の前日までに完納していること」としているため、明石市水道局の水道料金を見積合せの日の当日に完納した場合は、納付時刻が見積合せの前か見積合せの後かにかかわらず無効となります。
<u>令和7年4月1日</u> に契約予定者が失格となった場合の見積合せは無効となり、再執行となるのですか。	この場合においては、 <u>令和7年4月1日</u> に契約締結者としての要件を満たさなくなったため、失格として取り扱うことになります。 従って、見積合せ自体は無効とはならず、有効であり、契約締結者としての要件を満たしている次順位者以降の者と契約を締結することになります。

見 積 書（その他様式）	
見積書に記載する日付は、いつの日付を記載すればよろしいですか。	見積合せ日を記載してください。
見積書の日付及び金額欄の¥を記載しなかったのですが、どうなりますか。	日付及び金額欄の¥は記載を要しますので、未記載の場合には無効になる場合があります。
見積書等の様式を独自で作成してもよろしいですか。	必ず最新でダウンロードしたものを使用してください。なお、独自に作成したものでも結構ですが、様式が異なると無効になりますのでご注意ください。
見積書に予定価格を超過した金額を記載した場合はどうなるのですか。	予定価格を超過した金額を記載した場合は無効となります。十分にご確認のうえ、見積書を記載してください。
郵 送	
郵送は普通郵便でもよろしいですか。	必ず書留（簡易書留も可）により郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法により郵送してください。
角 2 封筒の中に入れる長 3 封筒に案件番号と品名と会社名を記載しますが、複数の品目に参加する場合に、封筒記載の品名と異なる案件の見積書等を封緘した場合はどうなるのですか。	長 3 封筒記載の品名と異なる案件の見積書等があった場合、当該見積書等は無効となります。 また、長 3 封筒の中に複数の案件があった場合当該見積書等は全て無効となります。
建設工事の郵便応募型一般競争入札の専用封筒で郵送してよろしいですか。	専用封筒を使用すると郵便局留になってしまいますので、絶対に使用しないでください。
参加申請書等を郵送後、内容に不備のあることが判明したので、辞退したいのですが可能ですか。	財務室契約担当に到達した郵便物については、見積合せ執行前であっても、辞退や撤回等はできません。また、契約予定者として決定された後の辞退は、指名停止の措置の対象となります。
財務室契約担当への郵便物必着期限に間に合うためには、いつまでに郵便局の窓口に差し出せばよいのですか。	郵便局の窓口でお尋ねください。
見積合せ当日について	
参加申請書等を送付した者は、必ず見積合せ場所に行かなければならないのですか。	見積合せ会場に来る必要はありませんが、資格審査のため、見積合せ日以降に市役所にお越しいただくことがあります。

当該案件への参加の資格は無いのですが、見積合せを傍聴することはできますか。	見積合せを傍聴することはできます。担当職員の指示に従い、携帯電話等は電源を切るか、マナーモードとし、見積合せ場所内での通話や私語は禁止します。
立会人は、どのような人がなれますか。	見積合せ参加者のうち、本社登録の会社は代表者、支店登録の会社は当該支店の支店長です。ただし、前記の者からの委任状がある者も立会人になることができます。 なお、立会人になることを希望する者がいない場合は、市職員が立会いを行います。
契約からの暴力団等排除について	
契約締結までに暴力団排除に関する「誓約書」の提出が出来ない場合でも契約は締結できますか。	契約の締結はできません。 なお、契約締結までに暴力団排除に関する「誓約書」の提出が出来ない場合は指名停止措置（3か月）を行いますので十分に注意してください。